

## ○総務省訓令第 2 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 2月26日

総務大臣 野田 聖子

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
別添6（第3条関係） 地上系による基幹放送局に係る比較審査基準 第1 テレビジョン放送 1～4 （略） 5 上記1～4を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。				別添6（第3条関係） 地上系による基幹放送局に係る比較審査基準 第1 テレビジョン放送 1～4 （同左） 5 （同左）			
表 比較審査を行う評価項目及び評価点				表 比較審査を行う評価項目及び評価点			
比較審査基準		評価基準		比較審査基準		評価基準	
1・2 （略）				1・2 （同左）			
3 視聴覚障害者向け放送の実施（4点）	(1) 字幕が付与された放送番組をできる限り多く設ける計画を有していること。（2点） ※「1週間の放送時間」には、字幕放送の普及目標対象	字幕付与時間比率が <u>1週間の放送時間の100%</u>	<u>2</u>	3 視聴覚障害者向け放送の実施（2点）	(1) 字幕が付与された放送番組をできる限り多く設ける計画を有していること。（1点）	平成29年度までに <u>字幕付与可能な全ての放送番組（1日につき午前7時から午後12時までの間に限る。（2）において同じ。）に字幕を付与する計画を有して</u>	<u>1</u>
		字幕付与時間比率が <u>1週間の放送時間の80%以上100%未満</u>	<u>1</u>				

	<u>以外の放送時間は含まない。</u>					いる。 ※「 <u>字幕付与可能な放送番組</u> 」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組 ①技術的に字幕を付すことができない番組(例：現在のところ、複数人が同時に会話を生放送番組)、②外国語の番組、③大部分が器楽演奏の音楽番組、④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組	
(2)	解説が付与された放送番組をできる限り多く設ける計画を有していること。(2点)	<u>解説付与時間比率が1週間の放送時間の15%以上</u>	<u>2</u>	(2)	解説が付与された放送番組をできる限り多く設ける計画を有していること。(1点)	<u>平成29年度までに権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組の10%に解説を</u>	<u>1</u>

	<p>※「1週間の放送時間」には、解説放送の普及目標対象以外の放送時間は含まない。</p>	<p>解説付与時間比率が1週間の放送時間の10%以上15%未満</p>	<p>1</p>			<p>付与する計画を有している。</p> <p>※「権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組</p> <p>①権利処理上の理由により解説を付与することができない放送番組、②2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組、③5.1chサラウンド放送番組、④主音声に付与する隙間のない放送番組</p>	
<p>4 (略)</p>				<p>4 (同左)</p>			
<p>第2・第3 (略)</p>				<p>第2・第3 (同左)</p>			

附 則

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。